

2020年  
4月号

# 協会けんぽ なら

## 健康だより



### 協会けんぽ奈良支部の健康保険料率が4年連続引上げとなっています



協会けんぽの健康保険料率は、都道府県単位保険料率となっています。

単純に一人当たり医療費で算出すると…  
・年齢構成の高い県 保険料率が高くなります。  
・所得水準の低い県  
このため、都道府県間で年齢構成、所得水準の調整を行ったうえで保険料を決定しています。

協会けんぽ奈良支部は年齢構成・所得水準の調整を行ってもなお、他県に比べると一人当たり医療費が高いため、全国平均保険料率に比べて健康保険料率が高くなっています。

平成28年度 (9.97%) と令和2年度 (10.14%) で健康保険料率の差は「0.17%」ですが「0.17%」違う場合、実際に健康保険料はいくら違うのでしょうか？



従業員の場合 ~標準報酬月額30万円の場合~  
ひと月あたりの健康保険料は**255円**違い、年間では**3,060円**の差です。  
(賞与は含まず計算)



事業主の場合 ~標準報酬月額30万円の社員が100人いる場合~  
ひと月あたりの健康保険料は**25,500円**違い、年間では**306,000円**の差です。  
(賞与は含まず計算)

### 令和2年度の都道府県単位健康保険料率の地域差について

健康保険料率が一番低い都道府県支部

健康保険料率が一番高い都道府県支部

新潟支部 9.58%



佐賀支部 10.73%

新潟支部と佐賀支部では、実際に健康保険料はいくら違うのでしょうか？



従業員の場合 ~標準報酬月額30万円の場合~  
ひと月あたりの健康保険料は**1,725円**違い、年間では**20,700円**の差です。  
(賞与は含まず計算)



事業主の場合 ~標準報酬月額30万円の社員が100人いる場合~  
ひと月あたりの健康保険料は**172,500円**違い、年間では**2,070,000円**の差です。  
(賞与は含まず計算)



支部が違うだけでこんなに違うんだ

加入者の皆さま、お一人おひとり積み重ねが保険料率の上昇を抑える大きな力になります。ジェネリック医薬品の使用、健診受診などへのご協力をお願いいたします。

# 入院等で高額な医療費の支払いが見込まれる方は

限度額  
適用  
認定証

を申請しましょう！

## 限度額適用認定証とは

入院や通院で医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」を保険証と一緒に医療機関等の窓口で提示することで、**窓口でのお支払いが所得区分に応じた一定の金額(自己負担限度額)までとなります。**

※自己負担限度額について、詳しくは協会けんぽのホームページをご覧ください。

- 申請不要方：70歳以上75歳未満の方については、限度額適用認定証の申請が不要場合があります。(申請が不要であるかについては、協会けんぽ奈良支部にお電話(0742-30-3700 [自動音声1])でご確認ください。)

## 申請方法

「限度額適用認定申請書」  
を入手し、記入する。

※申請書は協会けんぽホームページから印刷いただくか、協会けんぽ奈良支部にお電話ください。

記入した  
限度額適用認定申請書を  
協会けんぽ奈良支部宛に  
郵送してください。

申請書に記入した  
住所地へ「限度額適用認定証」  
が届きますので、  
保険証と一緒に医療機関等  
の窓口で提示しましょう。

### ●被保険者が非課税の方

被保険者の市区町村民税が非課税などによる低所得者の方は、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」をご提出ください。(「本人確認書類貼付台紙マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」または非課税証明書などの添付書類が必要です。)

※被保険者が非課税であっても、被保険者の標準報酬月額等の等級によっては非課税区分とならない場合があります。非課税区分とならない場合は「限度額適用認定申請書」をご提出ください。

## よくある問い合わせ

届くまでどのくらいかかるの？

「限度額適用認定申請書」が協会けんぽ奈良支部に到着した日から  
**「約1週間」**で申請書に記入した住所地に届きます。

※限度額適用認定申請書の送付先はお持ちの健康保険証に記載されている「協会けんぽ各都道府県支部」になります。送付先が誤っている場合は1週間以上お時間がかかりますので、ご注意ください。

来月から入院予定なんだけどいつ申請したらいいの？

限度額適用認定証の有効期間は申請月の初日(健康保険加入月に申請された場合は資格取得日)から最長で1年間となります。\*非課税区分の場合を除く  
入院等が決まっている場合は早めにご申請ください。

保険証が変わったら「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」も切り替えとなります。再就職等で保険証が切り変わった方で、継続して必要な場合は、忘れずに再申請を行ってください。

 **全国健康保険協会 奈良支部**  
協会けんぽ

■住所 〒630-8535  
奈良市大宮町7丁目1番33号奈良センタービル4階  
■営業時間 8:30~17:15(土・日・祝日、年末年始を除く)  
■電話番号 0742-30-3700(代表)

□各種申請書はホームページからダウンロードできます。また、各種申請・手続きはすべて郵送で行うことができます。  
□奈良支部へお越しの際は公共交通機関をご利用ください。(お客様駐車場はありません)